

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県石川郡玉川村

### 2 構造改革特別区域の名称

元気な玉川農村再生特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

福島県石川郡玉川村の区域の一部（東部地域）

### 4 構造改革特別区域の特性

本村は福島県の南部に位置し、相対的に起伏の多い東部地域と、阿武隈川沿いに耕地が開け、比較的平坦な西部地域に大別される。

また、本村の基幹産業は農業であるが、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足等により農地の荒廃が大変懸念されている。特に東部地域においては、昭和57年度～昭和60年度に阿武隈中部第二区域農用地開発公団事業及び昭和48年度～平成9年度に母畑地区国営総合農地開発事業により約276haの農地のほ場整備を行ったところである。現在ではそのうちの約70haが遊休農地で、さらに増加することが予想される。このことは、農業という産業の停滞という問題に加えて、農地の粗放な利用がもたらす景観や環境面における新たな問題の発生も懸念されている。

また、東部地域における認定農業者の数は12名で西部地域の21名と比べて少なく、専業兼業合わせた東部地域の農家数415戸のうち28.8%は60歳以上の高齢者が従事している状況にある。さらに、人口の高齢化率の状況を見ると、平成16年4月1日現在の東部地域の総人口に占める65歳以上の人口割合は22.4%で、10年前の17.1%と比べて見ても、高齢化は確実に進行している。

しかしながら、当地域はトマト、きゅうり、いんげん等の野菜のほか、もも、りんご、さるなし等の果樹栽培にも適しており、母畑地区国営農地についてはかんがい用水も整備されている。さらに、福島空港、あぶくま高原道路も近くにあり交通アクセスも整備されている。

このような状況から、農業に関心を持った人、あるいは新たに農業に取り組む意欲のある人の力を活用するなど、既存の枠組みにとらわれない新しい事業の創出が今後求められる。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本村では、農産物の低価格化による専業農家の減少や担い手不足等により、作付けをされない遊休農地が増えている。また、兼業農家等では自分の農地があるにも関わらず作付けをすることなく、安価な外国産の農作物を購入して消費する傾向が見受けられ、更なる農地の遊休化が懸念される場所である。

このことは、単に遊休農地の増大ばかりではなく、安心して安全な農作物の供給不足や食料の自給率の低下を招くなど、今後、農業の根幹を揺るがす大きな問題となると思われる。

一方、本村では平成15年度から農地を貸し出し試験的にグリーンツーリズム事業を実施したところ、近隣町村からたくさんの応募があり全10区画が埋まった。

本村は福島空港、あぶくま高原道路が近くにあるなど交通の便がよいことから、今後は近隣町村だけでなく関東、関西方面にも積極的にPRしていく予定である。

また、本村農業委員会へ家庭菜園程度の小規模で農業をしたいという個別相談が毎年2、3件あることから、本当に安心して安全な農産物を自分で作りたいという人が増えてきていると考えられる。

現行の農地法による農地取得の下限面積は50aとなっており、家庭菜園や地産地消農家等の利用には規模が大きすぎてなかなか手が出ない実情がある。このため、下限面積を10aと小規模にして、農業に従事したい人や農業経営に参加したいと希望する人のために供給して参りたい。

このことで、一人でも多くの方が安心して安全な農作物を作ることができるようになれば、遊休農地の解消ばかりでなく、農業の大切さや食の重要性を確認でき、更には、微少たりとも食料自給率の向上につながると考えられる。

また、農作物の管理等を通じて、都市と農村の人と人との交流も図られることから、本村の農業従事者も食の大切さを再認識する機会と、さらには、相互の理解と今後の農業のあり方を考える機会が創出される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、東部地域を「元気な農村地域」として再生することを目標とする。

このため、構造改革特別区域の指定を受け、農地取得の下限面積要件を緩和することにより、多くの人に農業を体験してもらい、新規就農者の参入を促す。

また、農業センサスを見ると1995年には434戸あった総農家数は2000年には415戸と減少しており、また、後継者も不足していることから今後も農家数の減少傾向は続くと思われる。そこで、新規就農者の農地取得に係る初期投資の軽減を図って農業に参入しやすい環境を整え、農地取得の下限面積を50aから10aにすることにより、農業の新規参入者を20戸程度増やして1995年農業センサスの総農家数に近づけていきたい。

さらに、地元と新規就農者の交流の場を提供することにより短期滞在型農業経営

者の育成を助長し、作る喜び、食べる楽しさを実感できる空間作りに努めるとともに、農家の経営安定を図り、地域農業の振興を図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村東部地域の遊休化した農地で、新たに農業をしたいという人が耕作を行うことによって、最初は小規模でも将来的には経営が安定して、規模を拡大しようとする農家が増えることが見込まれる。そういった新規就農者の耕作地として活用できる遊休農地が東部地域において約117ha存在し、5年後には10a規模の就農希望者が10人程度、30a規模の就農希望者が5人程度出てくることが見込まれ、約2.5haの遊休農地が解消されると期待できる。

また、新規就農者が将来、自分で栽培した作物を地元の直売所へ出荷することになれば、新たな農業所得が生まれ、作るよろこび、生きがいがいくつにもつながる。

さらに、短期滞在型農業を展開することにより、地域間交流、あるいは本村の観光や農産物のPR、地産地消にもつながり地域の活性化が図れる。

8 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

玉川村営農推進協議会、玉川営農生活センター、生産物直売所「こぶしの里センター」と調整を取りながら、グリーンツーリズム事業を展開していき、特区内への新規就農者誘致を図るとともに、パンフレットの作成やホームページによるPRなどの積極的な誘致活動を進める。

村、農業協同組合、農業委員会等各機関が連携して農地供給量の把握に努めるとともに新規就農者に対する優良農地のあっせん等、農地流動化活動を推進し、優良農地の保全と遊休農地の解消に努める。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

東部地域内の農地の権利を取得する者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定の日から、玉川村の区域の一部（東部地域）において農地の権利を取得する者に対し、農地の権利取得後の下限面積要件を現行の50aから10aに緩和する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

農地の状況について見てみると、本村の経営耕地面積は、農業センサスによると、1995年には861haであり、そのうち東部地区においては383haであったが、2000年には村全体の経営耕地面積は807ha、うち東部地区は352haとなっており、本村全体として54ha減少、うち東部地区としては31haもの経営耕地が減少している。また耕作放棄地については、1995年の本村全体で179ha（耕作放棄地率15%）、そのうち東部地域の耕作放棄地の面積は、91ha（同17%）であったものが、2000年には村全体で201ha（同18%）、うち東部地区（同22%）となり、村全体として3ポイントの増加、東部地区としては5ポイント増加している。これは、福島県の同期間における増加率（2%）と比べ、3ポイントも大きくなっており、本村においては、遊休農地の増加は深刻なものであり、特に東部地区において一層顕著なものであると考えられる。

次に本村の東部地域における農業者の高齢化の状況を見てみると、2000年農業センサスにおける60歳以上農家の割合は28.8%であり、1995年の25.9%と比べ高齢化が進んでいる。農家戸数全体で見ても1995年農業センサスの434戸に対して、2000年は415戸に減少している。上述の農業の高齢化状況も合わせ考えると、今後も農家戸数の減少は続き、担い手はますます不足することが見込まれる。

さらに、東部地域の営農形態を見てみると、稲作を中心として野菜、肉用牛、果

樹栽培等が行われており、稲作については認定農業者 12 名のうちの一部が共同で作業受託するなど集約化がある程度図れている部分もあるが、大部分は現状維持又は規模縮小の傾向があり、遊休農地化も進んでいる。なお、この東部地域における認定農業者数は 12 名で、西部地域 21 名と比較しても少なく、これ以上の規模拡大は望めない。

以上のことから、これ以上集約化が進まない遊休農地において、小規模の農業者の新規参入による農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められ、また、新規就農人口の増加及び農地の流動化促進のためにも本計画に賛同するという農業委員会の意見を踏まえ、農地の集約化が図れず、遊休農地化が深刻な、この東部地域において本計画を実施する。